

## 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、武雄市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、武雄市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、武雄市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私、又は当法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 3 私は、当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
- 4 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (2) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 5 前記2から4に該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者ではありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と武雄市に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁のインターネット公有財産売却に係る「市ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「土地売買契約書(案)」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

平成25年 月 日

武雄市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_



(印鑑証明印)